

令和6年度 第1回
新潟市若者支援事業運営協議会 資料

新潟市若者支援事業運営協議会開催要綱

(目的)

第1条 本市において、地域及び関係機関との連携の下、すべての若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、若者を支援する体制整備を図るため、次に掲げることについて、関係行政機関、関係団体、学識経験者から意見を聴取し、若者支援センター「オール」における若者支援事業を推進するための意見交換を行うことを目的として、新潟市若者支援事業運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

- (1) 若者支援センター「オール」の運営・評価に関すること。
- (2) 事業実施後の検証・評価に関すること。
- (3) その他若者支援事業に関すること。

(委員構成)

第2条 協議会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 医療・福祉関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 行政関係者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、協議会の進行を行う。

3 副委員長は、委員長が欠席した場合その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。

3 協議会の会議は公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、新潟市教育委員会生涯学習推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

新潟市若者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域及び関係機関との連携の下、すべての若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、特に困難な状況を有する若者への継続的な相談並びに交流及び研さんの場を提供することによって、若者の社会的自立、職業的自立を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の主体は、新潟市とする。

2 事業の実施については、事業の一部又は全部を適切な事業運営ができると認められる事業者等に委託して行うことができる。

(実施場所)

第3条 事業の実施場所は、次に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
新潟市若者支援センター「オール」	新潟市中央区東万代町9番1号

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、15歳から39歳のすべての若者及びその家族（以下「若者等」とする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(事業内容)

第5条 事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 若者等を対象とした相談に関すること
- (2) 支援対象者が安心できる「居場所」に関すること
- (3) 若者の就労及び生活に係る自立支援に関すること
- (4) 若者支援協議会の事務局運営と地域ネットワークの構築に関すること
- (5) 当事者・家族・地域への啓発となる講演会や研修会の企画・開催に関すること
- (6) 事業の広報、周知、啓発活動に関すること
- (7) その他支援について必要な事項

2 事業の実施については、関係機関との連携を密にし、円滑かつ効果的に行うものとする。

(職員)

第6条 新潟市若者支援センターに相談員その他必要な職員を置く。

2 前項に掲げる者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(台帳等の整備)

第7条 相談を受けた若者等の基本的事項、相談内容および支援内容等を記載した台帳を整備するとともに、これを適切に管理するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

令和 5 年度 若者支援協議会 事業報告

1 開催会議

会議名	期日	内容	連携機関・団体
全体会議	7 月 28 日（金）	・若者支援センター「オール」事業報告 ・全体研修（講義） 「連携の可能性（新しい参加のカタチ）と若者支援にのぞむこと」講師 西区社会福祉協議会 C S W 田中 理絵 様	協議会構成 5 1 機関・団体
実務代表者会議	未実施		協議題に関わる団体・機関
個別支援検討会議、ケース会議	随時	・個別困難なケースについて、他機関と連携して支援体制について相談	個別困難ケースに関わる団体・機関 （新潟市教育相談センター、新潟市ひきこもり相談支援センター） その他（新潟市基幹相談センター、自立訓練・生活訓練施設、保護課）
にいがた若者自立応援ネット	4 月～3 月	・明鏡高校フリー相談室開設（5 月～2 月）9 回 ・定例会（月 1 回）10 回	・新潟地域若者サポートステーション ・新潟市ひきこもり相談支援センター ・新潟市発達障がい支援センター（JOIN） ・新潟市教育相談センター（学校支援課） ・新潟市若者支援センター「オール」

2 協議会構成機関・団体との連携事業

事業名	事業内容	連携機関・団体
のんびり田舎暮らし体験	困難を抱えた若者が自然の中で心を癒し、農作業を通じて他者と協力したり、主体的に行動したりすることを学ぶ。 ・体験場所 西蒲区福井地区の旧庄屋佐藤家 ・体験内容 畑での農業体験や収穫物での料理体験など ・実施時期 6 月から 11 月 計 6 回（※8 月、10 月なし。6 月、9 月 2 回実施）	・NPO 法人 福井旧庄屋佐藤家保存会
あったか行商・宅配体験	行商またはお宅訪問をすることにより、地域の人とつながり、自分たちを理解してもらおう。共感や称賛を通して受け入れてもらう喜びを実感し、「働く」喜びや意味を学ぶ。 ・体験場所 中央区沼垂地区 ・体験内容 行商や御用聞き、沼垂朝市参加 ・実施時期 10 月～11 月 計 5 回	・NPO 法人にいがた若者自立支援ネットワーク・伴走舎

令和 6 年度 若者支援協議会 事業計画

1 開催会議

会議名	期日	連携機関・団体
全体会議	7 月 26 日（金）	協議会構成 5 3 機関・団体
実務代表者会議	1 月～2 月	協議会に関わる団体・機関 ・ NPO 法人にいがた若者自立支援ネットワーク・伴走舎 ・ 認定 NPO 法人にいがた・オーティズム ・ NPO 法人 KHJ にいがた「秋桜の会」 ・ 新潟市こころの健康センター ・ 新潟市発達障がい支援センター JOIN（ジョイン） ・ 新潟市ひきこもり相談支援センター ・ 新潟地域若者サポートステーション ・ 新潟市若者支援センター オール
個別支援検討会議、ケース会議	随時	個別困難ケースに関わる団体・機関
にいがた若者自立応援ネット	・ 明鏡高校フリー相談室開設（5 月～2 月） ・ 定例会（月 1 回）	・ 新潟地域若者サポートステーション・新潟市ひきこもり相談支援センター ・ 新潟市発達障がい支援センター（JOIN）・新潟市教育相談センター（学校支援課） ・ 新潟市若者支援センター「オール」

2 協議会構成機関・団体との連携事業

事業名	事業内容	連携機関・団体
のんびり田舎暮らし体験	困難を抱えた若者が自然の中で心を癒し、農作業を通じて他者と協力したり、主体的に行動したりすることを学ぶ。 ・ 体験場所 西蒲区福井地区の旧庄屋佐藤家 ・ 体験内容 畑での農業体験や収穫物での料理体験など ・ 実施時期 7 月から 11 月 計 4 回（7 月・9 月・10 月・11 月実施）	・ NPO 法人 福井旧庄屋佐藤家保存会
あったか行商・宅配体験	行商またはお宅訪問をすることにより、地域の人とつながり、自分たちを理解してもらい。共感や称賛を通して受け入れてもらう喜びを実感し、「働く」喜びや意味を学ぶ。 ・ 体験場所 中央区沼垂地区 ・ 体験内容 行商や御用聞き、沼垂朝市参加 ・ 実施時期 10 月～11 月 計 5 回	・ NPO 法人にいがた若者自立支援ネットワーク・伴走舎

3 広報活動

令和6年度 若者支援協議会全体会議関係機関一覧

資料1-3 2024/6/24

	課・機関名	具体的な業務内容等 (15才～39才までを対象としたもの)	公・民・ NPO等	分 野	受付時間・開所時間	対象年齢 保護者も対象か	利用条件	住 所	電 話	メール
1	新潟公共職業安定所 ときめきしごと館	就職支援全般	公	雇用	<月・水・金> 午前9時30分～ 午後8時15分 <火・木> 午前9時30分～ 午後7時	特になし ×	利用条件なし	中央区弁天2-2-18 新潟KSビル1F	025-240-4510	tokuhashi-kazuo@mhlw.go.jp
2	新潟保護観察所	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し、改善更生することで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進させる。	公	司法・更生・ 警察	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	特になし ○	利用条件なし	中央区西大畑町5191番地 新潟地方法務総合庁舎2階	025-222-1531	niigata-hogo- common@i.moj.go.jp
3	新潟少年鑑別所 (新潟法務少年支援センター)	主に青少年の非行や不登校、家庭内暴力などの問題行動や困りごとについて、電話または面接で相談に応じている。	公	司法・更生・ 警察	平日 午前9時～ 午後5時	特になし ○	利用条件なし	中央区川岸町1-53-2	025-265-1622 (025-266- 2442)	nigatasyokan@violin.ocn.ne.jp
4	新潟県福祉保健部子ども家庭課	子ども・若者育成支援推進に関する市町村等担当者会議の開催等による周知啓発、情報提供	公	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	特になし	利用条件なし	中央区新光町4-1	025-280-5214	ngt040270@pref.niigata.lg.jp
5	新潟県教育庁生徒指導課	生徒本人や保護者などが、自分の抱えている悩みをどこへ相談したら良いのかわからない場合、適切な相談機関を紹介するなど、青少年に関する問題について支援を行っている。	公	教育	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	特になし ○	利用条件なし	中央区新光町4-1	025-280-5793	ngt500090@pref.niigata.lg.jp
6	新潟県立教育センター	いじめ・不登校をはじめとした教育問題全般の相談に応じている。	公	教育	平日 午前9時～ 午後5時	幼児・小・中・高 校生及びその 家族や学校関 係者	利用条件なし	西区菅和100-1	025-263-9029	ngt503010@pref.niigata.lg.jp
7	新潟県警察本部生活安全部少年課	警察活動で少年警察に関すること。	公	司法・更生・ 警察	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	20歳未満	利用条件なし	中央区新光町4-1	025-285-0110	
8	新潟市雇用・新潟暮らし推進課	雇用についての施策、事業の取りまとめを行っている。	公	雇用	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	特になし ○	利用条件なし	中央区古町通7-1010	025-226-1642	koyo@city.niigata.lg.jp
9	新潟市福祉部福祉総務課	・福祉施策の企画・調整及び民生委員・児童委員の総括 ・生活保護及び生活困窮者自立支援制度の総括(学習支援含む)	公	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	特になし ○	利用条件なし	中央区学校町通1-602-1	025-226-1176	somu.wl@city.niigata.lg.jp
10	新潟市障がい福祉課	障がい者福祉施策全般	公	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	特になし ○	利用条件なし	中央区学校町通1-602-1	025-226-1235	shogai.wl@city.niigata.lg.jp
11	新潟市児童相談所	児童(18歳未満)の様々な相談への専門的対応(虐待・養育困難・非行・発達 の遅れなど) 里親に関する相談・支援 緊急な児童虐待の通告や相談	公	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分 (緊急虐待相談は 休日・夜間も受付)	18歳未満の児 童に係る方ど な た で も ○	利用条件なし	中央区川岸町1-57-1	025-230-7777	jiso@city.niigata.lg.jp
12	新潟市北区健康福祉課	北区民の社会福祉・保健に関すること。	公	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	0歳～ ○	利用条件なし	北区東栄町1丁目1番14号	025-387-1000	kenko.n@city.niigata.lg.jp
13	新潟市東区健康福祉課	東区民の社会福祉・保健に関すること。	公	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	0歳～ ○	利用条件なし	東区下木戸1丁目4番1号	025-272-1000	kenko.e@city.niigata.lg.jp

	課・機関名	具体的な業務内容等 (15才～39才までを対象としたもの)	公・民・ NPO等	分 野	受付時間・開所時間	対象年齢 保護者も対象か	利用条件	住 所	電 話	メール
14	新潟市中央区健康福祉課	中央区民の社会福祉・保健に関すること。	公	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	0歳～ ○	利用条件なし	中央区西堀通6番町866番地	025-223-7236	kenko.c@city.niigata.lg.jp
15	新潟市江南区健康福祉課	江南区民の社会福祉・保健に関すること。	公	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	0歳～ ○	利用条件なし	江南区泉町3丁目4番5号	025-383-1000	kenko.k@city.niigata.lg.jp
16	新潟市秋葉区健康福祉課	秋葉区民の社会福祉・保健に関すること。	公	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	0歳～ ○	利用条件なし	秋葉区程島2009番地	0250-25-5683	kenko.a@city.niigata.lg.jp
17	新潟市南区健康福祉課	南区民の社会福祉・保健に関すること。	公	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	0歳～ ○	利用条件なし	南区白根1235番地	025-373-1000	kenko.s@city.niigata.lg.jp
18	新潟市西区健康福祉課	西区民の社会福祉・保健に関すること。	公	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	0歳～ ○	利用条件なし	西区寺尾東3丁目14番41号	025-268-1000	kenko.w@city.niigata.lg.jp
19	新潟市西蒲区健康福祉課	西蒲区民の社会福祉・保健に関すること。	公	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	0歳～ ○	利用条件なし	西蒲区巻甲2690番地1	0256-73-1000	kenko.nsk@city.niigata.lg.jp
20	新潟市東区保護課	生活保護に関すること 生活困窮者自立支援事業に関すること 子ども学習支援事業に関すること(中1～中3、生活保護世帯は小5～高3)	公	福祉	(保護・困窮支援) 平日8:30分～17:30 (学習支援) 土日9:00～16:00 水16:30～19:00	(学習支援) (中1～中3、生活保護世帯は小5～高3)	(学習支援) 生活保護受給者 低所得世帯 ひとり親世帯	東区下木戸1-4-1	025-250-2410	hogo.e@city.niigata.lg.jp
21	新潟市中央区保護課	生活保護に関すること 生活困窮者自立支援事業に関すること 子ども学習支援事業に関すること	公	福祉	(保護・困窮支援) 平日8時30分～17時30分 (学習支援) 土日午前9時～12時	なし	(学習支援) 生活保護受給者 低所得者世帯 ひとり親世帯	中央区西堀通6番町886番地 NEXT21 4階	025-223-7331	hogo.c@city.niigata.lg.jp
22	新潟市西区保護課	生活保護に関すること 生活困窮者自立支援事業に関すること 子ども学習支援事業に関すること	公	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	なし	利用条件なし	西区寺尾東3-14-41	025-264-7320	hogo.w@city.niigata.lg.jp
23	新潟市教育委員会学校支援課	学校教育でのいじめ、不登校、人間関係のトラブル、学校不応について の相談を各学校にカウンセラーを配置し行っている。また、貧困、虐待など、 家庭での問題が生徒の問題行動と関係がある場合、スクールソーシャルワ ーカーが家庭と関係機関を繋ぎ、その改善を図るケースもある。	公	教育	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	幼児・小・中・高 校生及びその 家族や学校関 係者	なし	中央区古町通7番町1010番地	025-226-3299	gakko@city.niigata.lg.jp
24	新潟市教育委員会特別支援教育課	特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室に関すること 就学支援委員会に関すること 特別支援ボランティアに関すること 特別支援教育に関わる研修の企画・運営 教育相談、就学相談 学校・園訪問による支援 特別支援教育の啓発活動	公	教育	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	幼児・小・中・高 校生及びその 家族や学校関 係者	なし	中央区古町通7番町1010番地	025-226-3267	tokushi@city.niigata.lg.jp
25	新潟市教育相談センター	不登校・いじめ・交友関係の悩みなどに直面している子どもや、その保護者 及び実際に教育に携わっている方々への相談・支援活動を行っている。	公	教育	平日 午前9時10分～ 午後5時00分	小学生1年生 ～19歳 ○	来所相談 (電話による予約制)	中央区西大畑町458番地1	025-222-8600	sodan.ed@city.niigata.lg.jp
26	新潟市中学校長会	教育課程、進路・生徒指導、教育全般等	公	教育				R5 中央区西池上山5-1-13 上山中学校	025-284-6166	j308kami5@city-niigata.ed.jp

令和6年度 若者支援協議会全体会議関係機関一覧

資料1-3

2024/6/24

	課・機関名	具体的な業務内容等 (15才～39才までを対象としたもの)	公・民・ NPO等	分 野	受付時間・開所時間	対象年齢 保護者も対象か	利用条件	住 所	電 話	メール
27	新潟市男女共同参画課	・新潟市全体の男女共同参画政策の総合企画・調整 ・こころの相談、女性のこころとからだ専門相談、性的マイノリティ相談、DV相談	公	市民生活	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	すべて	利用条件なし	中央区学校町通1番町602番地1	025-226-1061	danjo@city.niigata.lg.jp
28	新潟市こころの健康センター	市民のこころの健康の保持増進を図るため、精神科医師や精神保健福祉相談員などの専門スタッフが、精神保健福祉法に基づいて、精神科への受診や精神保健及び福祉に関する相談、普及啓発などを行っている。また、依存症対策、自殺総合対策を推進している専門機関である。	公	保健福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分 ＜電話相談＞ 午前8時30分～ 午後5時00分	すべて	利用条件なし	中央区川岸町1-57-1	(事務用) 025-232-5551 (相談電話) 025-232-5560	kokoro@city.niigata.lg.jp
29	新潟市パーソナル・サポート・センター	生活困窮者自立支援に取り組んでいる。居宅を失った方に対する一時生活支援事業も実施。関連・連携事業として、就労準備支援事業を実施。	民	福祉	月曜日～金曜日 午前9時30分～ 午後4時30分 ※要予約	年齢制限なし ○	生活保護受給者以外の生活困窮者	中央区新光町6-2 勤労福祉会館1階	025-385-6851	niigata-pscenter@bz04.plala.or.jp
30	新潟地域若者サポートステーション	就労に悩む若者やその保護者に対して相談支援。キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談を通して就労に向けた課題を洗い出し目標設定を行うなど、利用者に合わせたメニューを選定し、若者支援ネットワークを活用しながら支援をしている。利用者と相談の上、より適切な外部支援機関・団体を紹介・誘導する場合もある。	民	雇用	平日 午前10時00分～ 午後5時00分	15～49歳 ○	現在無業の状態にある方	中央区弁天2-2-18 新潟KSビル2F	025-255-0099	nights@roukyou.gr.jp
31	新潟商工会議所	新潟市雇用促進協議会(新潟市、新潟公共職業安定所、新潟商工会議所)に参画し、新潟市産業界の必要とする労働力の確保とその定着を図り、地域経済の発展に寄与している。主に当所会員事業所向けに企業ガイドブックへの登録や雇用推進を周知している。	民	雇用	平日 午前9時00分～ 午後5時30分	特になし	主に中小企業者	中央区万代島5-1 万代島ビル7F	025-290-4411	soudan@niigata-cci.or.jp
32	新潟障害者職業センター	ハローワーク(公共職業安定所)、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方を対象に、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等、個々の障害状況に応じた継続的な支援を行っている。	民	雇用	平日 午前8時45分～ 午後5時00分	15才以上 ×	センターの利用同意をいただける方	東区大山2-13-1	025-271-0333	niigata-ctr@jjeed.go.jp
33	新潟市障がい者就業支援センターこあサポート	就労を目指す障がいがある方、傷病を負っている方、その関係者等に対しての相談支援、障がい者雇用を進める企業のサポートを行っている。相談のみのアセスメントでなく実習や体験を含めた多方面からのアセスメントを心掛け、就労への道の選択肢を増やすような提案をしている。また企業ネットワークみづはらの事務局を行い就労に関わる企業の悩み解決や意識向上にも努めている。	民	福祉	火曜～土曜日 (月曜定休日) 午前8時30分～ 午後5時15分	なし(保護者も対象)	利用条件なし	新潟市中央区八千代1-3-1 新潟市総合福祉会館内1階	025-256-8821	syugyo@atago.or.jp
34	ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟	「福祉」「生きがい」「仕事おこし」の事業体です。高齢者介護事業の他、三条市・長岡市での若者サポートステーション事業、新潟市ひこもり相談支援事業、就労支援事業所きまきま舎などを実施、運営している。	民	福祉	各事業所による	各事業所による	新潟県民	(本部) 新潟市西区小針南台3-16	025-378-6181	seikyou-jimukyoku@sasaeai-coop.com
35	障害者就業・生活支援センター らいふあつぷ	障がいのある方が地域の中で安心して働くことができるように、仕事や生活の悩みについてご相談に応じ、関係機関と協力しながら解決していく相談事業所。	民	福祉	平日・土曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	主に高等学校卒業以上(18歳)の方 保護者も可	新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町の方	西区上新栄町1-3-9	025-250-0210	lifeup@shirt.ocn.ne.jp
36	新潟市社会福祉協議会	社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、住民の皆さんとともに、地域の福祉問題を検討し、誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を目指す営利を目的としない民間の団体。	民	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	全年齢	利用条件なし	中央区八千代1-3-1	025-243-4370	chiikifukushi@syakyo-niigatacity.or.jp
37	新潟県臨床心理士会	臨床心理士で構成される職能団体。臨床心理士の働く場は医療、保健福祉、教育、行政など多岐にわたっている。今後も更に活動の場を拡げていけるよう努めたい。	民	福祉	事務局在勤日 金曜日 午後2時～5時			中央区上所2-2-3 新潟ユニゾンプラザハート館2階	025-284-2345	niigata-cpheart@marble.ocn.ne.jp
38	新潟市民生委員児童委員協議会連合会	民生委員は児童委員を兼ね、法により厚生労働大臣から職務を委嘱された無報酬のボランティアのことです。本市では、75地区で約1400人が一人暮らしの高齢者や子育て世帯などへの訪問を行う「見守り」と困り事を抱える人への助言・支援活動を行っている。	民	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	全年齢	利用条件なし	中央区八千代1-3-1	025-248-7165	m.renngo@syakyo-niigatacity.or.jp
39	新潟市発達障がい支援センター JOIN(ジョイン)	発達障がいに関するご不安をお持ちの方、ご家族、関係機関等からの相談に応じ、医療、保健、福祉、教育及び労働等の各関係機関との連携により、相談支援を行う。面談を通じて、自己理解を深めることで『自分らしく生き生きと』を応援する機関。	民	福祉	月曜日～金曜日 8:30～17:30 土曜日 9:00～15:00 ※要予約	特になし ○	新潟市内	中央区水道町一丁目5932-621	025-234-5340	join@major.ocn.ne.jp

	課・機関名	具体的な業務内容等 (15才～39才までを対象としたもの)	公・民・ NPO等	分 野	受付時間・開所時間	対象年齢 保護者も対象か	利用条件	住 所	電 話	メール
40	地域生活支援センター ふらっと	主に障がいをお持ちの方に、いこいの場、相談の場を提供する。創作活動、地域交流活動、啓発講座等を実施する。福祉サービスを利用する方へのサービス等利用計画の作成や地域生活支援を行う。	民	福祉	平日・土曜日 午前9時30分～ 午後6時00分	15才以上 ○	主に15才以上の障がいをお持ちの方	中央区関屋大川前1-2-28	025-265-5958	furatto@chive.ocn.ne.jp
41	社会福祉法人愛宕福祉会 ドリームカレッジ	障がいのある方に対し「学び」「気づき」「暮らし」の3つの柱を中心に社会生活能力を育む場。教養講座（SST・生活）、就労講座、職業技能、奉仕活動、パソコン操作、体育、創作活動などの様々なプログラムを提供している。将来的な就労を含めた自立を目指していく。	民	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分	特になし ○	障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方	北区石動2丁目2番地9	025-278-3277	dream.college@atago.or.jp
42	新潟県高等学校長協会（公立）	学習、進路、生徒指導等教育全般	民	教育	平日 午前9時30分～ 午後4時30分	高校生 ○	利用条件なし	中央区新光町10-3 技術士センタービルⅡ-701	025-384-8244	nkpr@amber.plala.or.jp
43	新潟市ひきこもり相談支援センター	新潟市内にお住いのひきこもり状態にあるご本人及びそのご家族に対して、ひきこもり等に関する相談支援、訪問支援、通常居場所、女性の居場所、就労前体験等を実施。関係機関との連携を通して、本人やご家族にとってより適切な関わりを検討する。また、関係機関と共に、ひきこもり等に関わる会議、啓発事業、連絡会等を実施する。	民	福祉	火曜日～土曜日 午前9時～午後6時 ※要予約 ※祝日を除く	概ね15歳以上 ○	新潟市内	中央区東万代町9-1 新潟市万代市民会館5階	025-278-8585	info@n-hikikomori.org
44	(有)ナマラエンターテインメント	笑いとコミュニケーションの大切さ、いじめ・人権、SNSの問題など、「テーマはまじめに伝え方はわかりやすく」「難しいことこそおもしろく」をモットーに県内外の小・中・高校を16年間、のべ1300校まわっている。これらの活動を通じ、子どもや親、先生が抱える問題解決に積極的に取り組んでいる。	民	エンターテインメント	平日 午前9時00分～ 午後6時00分	幼児・小・中・高校生及びその家族や学校関係者	利用条件なし	中央区天神尾2丁目13-13	025-290-7385	office@namara.tv
45	(株)NSGソーシャルサポート (自立訓練)	多様な価値や人々が行き交う新潟市・古町のフィールドで「人と社会とつながる」体験ができるプログラムを用意している。社会（就労）につながる一歩手前の若年層を対象に、自分自身の生活や人生の選択肢を広げ、次の一歩に進めるよう取り組んでいる。	民	福祉	平日 午前9時00分～ 午後6時00分	18歳以上65歳未満 ○	利用条件なし	中央区古町通7番町1001番地4	025-211-4271 (代表)	pono-info@nsg-ss.co.jp
46	認定NPO法人にいがた・オーティズム	ワーキングサポートセンタースタンバイ（発達障害者に特化した就労移行支援・就労定着支援）を運営。「職業教育」「生活指導」「オリジナル評価（SIAS）」を行い、一般企業（障がい者雇用）で求められるスキルを身に付け、発達障がいのある方が長期的に安定して職業生活を送れるようにサポートしている。	NPO等	福祉	（開所時間） スタンバイ 9時～16時	18歳以上	発達障害（自閉症、ADHD、LD等）の診断を有する方	中央区山二ツ3-11-12	025-250-7365 (代表)	office@niigata-autism.jp
47	NPO法人にいがた若者自立支援 ネットワーク・伴走舎	地域の中での役割づくり。主に高齢者や地域の方との交流、支えあいを通じて、就労体験も行っている。具体的には御用聞きや行商・宅配、喫茶店、イベントなど。	NPO等	福祉	平日 午前10時00分～ 午後5時00分	誰でも	利用条件なし	中央区沼垂東2-94	025-248-5590	banso@kind.ocn.ne.jp
48	NPO法人 女のスペース・にいがた	悩みや困難を抱えた女性たちに寄り添い、共に考え、解決の道を探っていく相談・支援活動を行っている。特に若い女性に対しては、「デートDV防止セミナー」や単身女性・母子家庭に対するステップハウスを提供している。	NPO等	人権	平日 午前10時00分～ 午後4時00分	女性であればどなたでも	女性に限る	中央区関屋下川原町2-18	025-231-3012	fspace@piano.ocn.ne.jp
49	ひきこもり・サポートネット新潟	本会は、ひきこもり当事者（以下家族も含む）へのよりきめ細かな支援を図るため、有機的な連携体制を作り上げることの必要性を強く感じ、当事者と支援者が共に支え合いながら苦しさを乗り越え、社会参加しやすい環境をつくるため、このネットワークを設立した。	NPO等	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分 （土、日午前9時～12時）	特になし ○	利用条件なし	江南区五月町1-2-9	090-8873-4453	khj-niigata@amail.plala.or.jp
50	NPO法人 福井旧庄屋佐藤家保存会	福井の佐藤家は江戸時代後期に建築され、三根山藩の庄屋としての役宅が、昔のままに残されている貴重な民家です。この佐藤家を文化財として保存・活用し、併せて地域の観光開発・活性化を図って行きたいと考え、家主の了解を得て平成10年8月に保存会を結成した。旧巻町をはじめ多くの皆さんのご協力により、屋根や床などの修理と芸術・文化などでの活用をすすめている。	NPO等	その他				西蒲区福井564	0256-72-8355	
51	NPO法人新潟ねっと イツモノトコ	「生きづらさ」を抱える若者の生活支援、ひきこもり家庭支援、ひきこもり家庭支援、若者の居場所を行っている。また、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業所として、生活困窮者や生活保護受給者の就労準備を行っている。	NPO等	福祉	平日 午前9時00分～ 午後5時00分	居場所は誰でも	就労準備支援は生活困窮者、生活保護受給者が対象	西区坂井東3-3-29	025-268-6514	niigata.net@gmail.com
52	NPO法人KHJにいがた秋桜の会	ひきこもり・不登校の子供を持つ親・家族の悩みや苦しみを解決するため、ひきこもり問題に対する社会の理解、行政の支援、親同士の連携、子供の自立等に関する事業を行い、もって社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。全国引きこもりKHJ親の会としては全国で17番目に開設した。	NPO等	福祉	平日 午前8時30分～ 午後5時30分 （土、日午前9時～12時）	特になし ○	利用条件なし	江南区五月町1-2-9	090-8873-4453	khj-niigata@amail.plala.or.jp
53	新潟市生涯学習推進課 (若者支援センター) * 若者支援協議会事務局	若者の社会的・職業的自立に向け、全ての若者が自分に自信を持ち、社会性を身に付け、夢や目標に向かって動き出すことを応援する施設。	公	教育	平日 午前9時00分～ 午後5時30分	15才～39才 ○	利用条件なし	中央区東万代町9-1	025-247-6777	lifelong.ed@city.niigata.lg.jp (wakamono@city.niigata.lg.jp)

令和 6 年度 新潟市若者支援協議会全体会議 次第

令和 6 年 7 月 26 日（金） 14:00

新潟市役所 本館 講堂

- 1 開 会 14:00
- 2 挨 拶 教育次長 山本正雄
- 3 情報交換（名刺交換，ポスターセッション） 14:05
- 4 報 告 14:30
 - （1）令和 5 年度事業報告および令和 6 年度事業計画，進捗状況 資料 1
 - （2）令和 5 年度若者支援センター事業報告および令和 6 年度事業計画
および進捗状況 資料 2
- 5 全体研修 14:45～16:00
 - （1）講義 14:45～15:45
（仮）『生きづらさを抱える若者への支援にのぞむこと』
講師 フリースクールロビオキ 代表 野口 治 様
 - （2）質疑 15:45～16:00
- 6 閉会 16:00
- 7 その他・連絡 16:05

令和 6 年度 若者支援センター「オール」リーフレット 配布計画（案）

1 ねらい

- ・若者を対象とした公的な相談機関として「オール」の存在を広報し、周知を図る。
- ・現中学 3 年生や高校生を中心に、相談先があることを事前に知らせ、安心して生活を送れるようにする。

2 配布先

(1) オールリーフレット 2,000 部

配布先	配布数	合計
市内高校(県立 18、市立 3、私立 9)	30 校 × 10 部	300 部
市内通信制高校サポート校	10 校 × 10 部	100 部
新潟市フリースクール等連絡協議会 加盟校 6 校	6 校 × 10 部	60 部
中学校生徒指導主事会 (7/5)	90 校	90 部
高等学校生徒指導対策会議(7/12)	50 校 × 20 部	1000 部
若者支援関係機関	必要な機関	100 枚
若者支援協議会全体会(7/26)	53 機関 × 1 部 ~ 2 部	60 部
若者支援者養成講座(10/5・6)	50 人	50 部
新規相談者(本人、保護者)	50 人 × 2 部	100 部
予備	140 部	140 部
		2,000 部

(2) オールインフォメーションカード 10,000 枚

配布先	配布数	合計
市内通信制高校サポート校	10 校 × 100 枚	1000 枚
市内中学 3 年生	6000 人	6000 枚
市内中学校予備	56 校 × 20 枚	1120 枚
中学校生徒指導主事会(7/5)	90 枚	90 枚
高等学校生徒指導対策会議(7/12)	50 枚 × 20 枚	1000 枚
若者支援関係機関	必要な機関	500 枚
若者支援協議会全体会(7/26)	53 機関 × 2 枚	102 枚
若者支援者養成講座(10/5・6)	50 人	50 枚
予備	138 枚	138 枚
		10,000 枚

3 配布・保管

- ア 市内高校 高等学校生徒指導対策会議に持参し、周知する。(7 月 12 日)
通信制高校サポート校へ配布する。(10 月 ~ 11 月)
- イ 市内小中学校 生徒指導主事会に持参し、説明後、各校に配布する。(7 月 5 日)
- ウ 関係機関 若者支援協議会全体会で、各機関に持ち帰っていただく。7 月 26 日
- オ 若者支援者養成講座 受講生に配布する。10 月 5・6 日
- カ 予備 オールと古町庁舎で分けて保管し、必要に応じて配布する。

令和6年度

「新潟市若者支援者養成講座」(案)



10月5日(土) 10:45~15:10

○開講式 10:45~10:55

○講座No.1 11:00~12:30

『みんなちがって、みんないい!』

～発達に凸凹がある子どもたち～

新潟市教育委員会 特別支援教育課

指導主事 齋藤 いずみ 様

○講座No.2 13:30~15:00

『●●』

新潟お笑い集団 NAMARA 代表 江口 歩 様

○諸連絡 15:00~15:10

10月6日(日) 10:30~16:50

○講座No.3 10:30~12:00

『●●』

フリースクールロビオキ 代表 野口 治 様

○講座No.4 13:00~14:30

『●●』

オートウワード 山田 乙葉 様

○講座No.5 14:40~16:10

『●●』

「生き様発表会」代表 YOPPY (ヨッピー) 様

○閉講式 16:20~16:30

* Y A 委嘱希望者対象説明会 16:30~16:50

会場 新潟市立中央図書館ほんぽーと 多目的ホール

若者の

「心」

シェアしませんか



新潟市教育委員会生涯学習推進課
TEL 025-226-3230
若者支援者養成講座担当

令和6年度「新潟市若者支援者養成講座」開催要項

※YA委嘱希望者は、「第9期新潟市ユースアドバイザー募集要項」をご覧ください。

- 1 趣 旨 若者の自立支援や青少年の健全育成に必要な知識やスキルを身に付けた人材を育成する。
- 2 主 催 新潟市教育委員会生涯学習推進課
- 3 会 場 新潟市立中央図書館ほんぽーと 新潟市中央区明石 2-1-10 TEL 025-246-7700
- 4 日程等 令和6年 10 月 5日(土) 6日(日)
※講座については、別紙「令和6年度 新潟市若者支援者養成講座 講座概要一覧」をご覧ください。

1 日目 10 月5日(土)		2 日目 10 月6日(日)	
10:30～10:45	受付	10:15～10:30	受付
10:45～10:55	開講式	10:30～12:00	講座 No.3
11:00～12:30	講座 No.1	12:00～13:00	休憩
12:30～13:30	休憩	13:00～14:30	講座 No.4
13:00～13:30	受付	14:30～14:40	休憩
13:30～15:00	講座 No.2 新潟市青少年育成講演会	14:40～16:10	講座 No.5
15:00～15:10	諸連絡	16:20～16:30	閉講式
		16:30～16:50	YA委嘱希望者説明会

- 5 対 象 若者の自立支援や青少年の健全育成に興味関心のある方
- 6 定 員 50 名(但し、感染症等の状況により、定員が変更になる場合あり)
*定員に達した場合及び定員が変更になった場合は次のとおり決定する。
①新潟市ユースアドバイザー委嘱希望者を優先し、残り枠を当課で責任抽選する。
②委嘱希望者だけで定員に達した場合は、受講申込用紙による書類選考で決定する。
- 7 受講決定 令和6年8月 30 日(金)までに受講可否の結果を送付する。
- 8 受講料 無料
- 9 応募期間 令和6年7月 16 日(火)～8月 23 日(金)17:00 必着
- 10 応募方法 令和6年度 若者支援者養成講座「受講申込用紙」(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、次の①～③のいずれかの方法で応募する。
①郵送
②電子メール(件名を「若者支援者養成講座申込」とし、受講申込用紙を添付)
③生涯学習推進課(新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル(ふるまち庁舎)4階へ直接持参
- 11 修 了 全講座に出席し、受講レポートおよび修了レポートを提出した方に修了証を渡します。
- 12 その他 ①公共交通機関又は有料駐車場をご利用ください。
②手話通訳・要約筆記が必要な方は、事前(応募期間内)に下記までご連絡ください。
- 13 問合せ先 〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル(ふるまち庁舎)4階

新潟市教育委員会 生涯学習推進課 「若者支援者養成講座」係
TEL 025-226-3230 電子メール lifelong.ed@city.niigata.lg.jp

第9期新潟市ユースアドバイザー募集要項

資料 3-2

若者(15 歳以上 39 歳以下)が自信をもち、社会性を身に付け、夢や目標に向けて動き出すためのサポートを行う、第7期新潟市ユースアドバイザー(以下「YA」という)を募集します

① 募集人数	30名程度
②応募資格	(1)若者支援に興味関心があり、支援活動に意欲と熱意のある方 (2)令和6年度新潟市若者支援者養成講座(以下「養成講座」という)を修了し、委嘱希望申込書を提出した方 *養成講座開催要項をご覧ください (3)令和7年4月1日現在の年齢が、20 歳以上 75 歳以下の方
③身分・任期	新潟市ユースアドバイザー 任期:令和7年4月1日～令和8年3月31日
④主な業務内容	居場所 居場所の運営をする ・若者を見守り、話し相手になったり一緒に活動したりする ・若者を相談スタッフへつなぐ ・居場所の環境整備をする 等 支援事業 事業のサポートをする Ⅰ田舎暮らし体験、Ⅱ調理実習 等 研 修 自らの資質を高めるためにYA研修会等に参加する
⑤勤務場所	居場所 新潟市若者支援センター「オール」(万代市民会館内) 新潟市中央区東万代町9番1号 電話 025-246-7711 支援事業 Ⅰ西蒲区福井、Ⅱ館内調理室 等の各支援事業場所
⑥勤務時間	居場所 月曜日～土曜日の午前・午後・夜間のうち割り当てられた日・時間帯 支援事業 月曜日～金曜日の午前・午後・夜間のうち割り当てられた日・時間帯 *午前(9時45分～13時45分)、午後(13時30分～17時30分)、夜間(17時15分～20時15分)
⑦勤務形態	居場所 月2～4回程度のシフト勤務(午前1人、午後・夜間2人) *事前に勤務可能曜日・時間帯の希望をとり、シフト表を作成 支援事業 担当者勤務(各事業1回2～3人程度) *事前に勤務可能事業の希望をとり、担当者を決定
⑧報 酬 (交通費込み)	居場所 午前・午後1時間あたり1,000円、夜間1時間あたり1,200円 支援事業 1回あたり4,000円
⑨応募方法	(1)養成講座「受講申込用紙」に必要事項を記入する YA委嘱希望者は裏面も記入する(市ホームページからダウンロード可) (2)次の①～③のいずれかの方法で応募する ①郵送 ②電子メール ③生涯学習推進課(ふるまち庁舎4階)へ直接持参 ※②の場合:件名を「養成講座申込」とし、受講申込用紙(両面)を添付すること
⑩応募期間	令和6年7月16日(火)～8月23日(金)17:00 必着
⑪応 募 先 (お問い合わせ)	〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル(ふるまち庁舎)4階 新潟市教育委員会 生涯学習推進課「若者支援者養成講座」係 電子メール lifelong.ed@city.niigata.lg.jp TEL 025-226-3230
⑫選考方法	養成講座における下記レポート類、居場所実習(未経験者のみ)等をもとに選考を行う ①受講レポート ②修了レポート ③YA委嘱希望申込書の記載事項 ④その他
⑬結果の通知	令和6年12月中旬に委嘱希望者全員に郵送により通知する
⑭個人情報の取扱	(1)応募時に寄せられた個人情報は、選考以外には使用しない (2)提出された書類は返却しない
⑮そ の 他	(1)未経験者は令和6年10月のYA勤務時に「居場所実習」を行う *月曜日～金曜日の午前・午後・夜間のうちいずれか1回 (2)令和7年2月に委嘱式とYA運営委員の選出を行う (3)未経験者は、令和7年3月上旬に新人研修を行う